

古代後期の周防国と中央政界―玉祖氏を素材として―

渡 辺 滋

はじめに

これまで古代の国府に関しては、中央政府側のニーズに応じて、地方社会を支配する拠点としての役割が中心的に論じられてきた。勿論、国府にはそうした側面が存在する一方、とくに平安期以降ともなると、国衙機構の運用の過程を通じて、あるいは中央から赴任した官僚との人間関係を介して、地方社会側のニーズが、逆に中央社会側へと影響を与える現象も見られるようになる。本稿では、古代周防国で生じたそうした事例の一つを取り上げ、平安期における中央・地方間の双方向的なやりとりの実態を解明していきたい。

具体的に検討するのは、玉祖神社(周防国の一宮の官司一族の出身者が中央政界へと進出し、摂関家の家人や院の院司をへて、外記・受領などを歴任するに至る事例である。その子孫からは、数代にわたり外記を務めたり、武士化して源氏の配下で活躍する流れも生じている。

律令制下において、地方出身者は衛士・舍人・仕丁、あるいは帳内・資人などとして中央官司で勤務する場合があった。しかし基本的には、蔭位制による中央支配階層の再生産制度をはじめ、内位・外位という格差など、採用・昇進の際の京内に本貫を置かない氏族(とくに畿外出身者)への差別は明瞭だった。そのため活動拠点を京内へ移すことに成功した一部の氏族(たとえば上毛野氏・和気氏・吉備氏など)を除き、いったん上京したとしても、最終的には帰郷して生涯を終えるというサイクルが通常だった^①。

こうしたあり方に変化が生じるのは、一一世紀以降とされる。たとえば射水氏(越中国の有力在庁)^②の子弟が中央官僚の猶子となった三善為康(二〇四九―一二三九)の事例は、地方出身者の中央官界での活躍を示す典型例である^③。「治暦三年、々始十八、離レ土入レ洛」(藤原宗友編『本朝新修往生伝』)して以降、内記・算博士などを歴任した彼の履歴は、すでに多様な側面か

ら検討されている^④。本稿で取り上げる周防国の事例については、先行研究(とくに地域史の分野)において注目されていないが、こうした事例もふまえれば、当該時期の周防国と中央社会の関係性を典型的に示すものとして、本格的な検討が必要と考えられる。

一 玉祖氏と玉祖神社

玉祖神社は、山口県防府市(周防国佐波郡)に所在する式内社である(立地は国府の目と鼻の先といつてよい)。「天平十年(七三八)周防国正税帳」を初見に、六国史ほかの古代史料にも登場している。周防国内で唯一の神封をもち、付属の神戸郷も置かれる神社として(詳細は後述)、すでに令制施行の段階において周防国屈指の権威を持った古社だった^⑤。

神階は貞観九年(八六七)には従四位下から従三位に(『日本三代実録』貞観九年三月十日条)、また康保元年(九六四)には正二位から従一位へと上昇するなど(『日本紀略』康保元年四月二日条)、国内でも最高ランクの昇格を果たしている。封戸は、当初「十戸」(『新抄格勅符抄』卷十神封部)と設定されていたが、さらに「五戸」が増封されている(同『諸国新封本封之外合加私注付』)。この増封の背景について直接説明する史料は現存しないが、天慶の乱との関連を想定する見解もある^⑥。

以上のように、玉祖神社は、神階昇授や封戸寄進のあり方から見ても、一介の地方神社という域に止まらず、早い段階から中央政界と関わりを持ち続けていたと考えられる。こうした重要性は、玉祖氏の出身者が中央で活躍する際、一定の意味を持っただろう。

玉祖神社が『今昔物語集』(一二世紀初頭の成立)に「周防国ノ一宮」(巻17―23話)として登場するのは、文献史料における一宮の初見である^⑦。この

説話のなかで、「宮司」として「玉祖惟高」の名が挙がっており(詳細は後述)、そこから玉祖氏が代々の宮司を勤めていたと推定される。

玉祖氏は全国各地に分布していたようだが、古代の史料上で明確に確認できるのは、奈良期の事例で平城京、平安期の事例で平安京・河内国・周防国・加賀国の、計五箇所である⁽⁸⁾。たとえば『正倉院文書』には、写経所に勤務する職人として「玉祖君万呂(公麻呂)」の名が多数見える⁽⁹⁾。彼の仕事は「天平十八年(七四六)閑造紙解」(『大日本古文书』編年二一五一八)・「天平十九年(七四七)八月十五日玉祖君麻呂解」(『大日本古文书』編年二一六七九)などによれば、裝潢(紙を打って整形し、界線を入れ、卷子状に継いで表紙を付ける作業)だったと判明する。このほか、「玉祖人主」という人物が「天平十七年正月十二日優婆塞貢進文」(『大日本古文书』編年二五一一〇四)に見えるが、この文書は左京四条の戸口(優婆塞)が造寺事業に奉仕した労で出家を許可される際、その旨が事実であることを保障する立場で自署しているので、人自身も京貫の人物と推定される。

平安期の史料として、最初に挙げるのは弘仁六年(八一五)成立の『新撰姓氏録』(以下、本文は菊亭文庫本による)である。玉祖氏についての記載は「玉祖宿称(高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也)」「(右京神別上)・玉祖宿称(同神十三世孫、建荒木命之後也)」。又大荒木、又大荒田(河内国神別)の二箇所に見える。ここに挙げられる「大荒木命」「建荒木命」という二種類の先祖の名称は、同一実態を指すものと推定されている⁽¹⁰⁾。つまり、京貫の玉祖氏と、河内国在住の玉祖氏は同祖ということになる。

この河内国の玉祖氏が奉斎していたと推定されるのが、式内社の玉祖神社(河内国高安郡)である。先に紹介した周防国の玉祖神社(式内社)だけでなく、『延喜式』(延長五年(九二七)成立)には同名の神社が、もう一つ掲載されていることになる。両者の関係については、これまで様々に論じられており、河内国の玉祖神社は周防国から分祀されたものと説明されることもあるが⁽¹¹⁾、批判も少なくない⁽¹²⁾。

古代において、同一神格から分祀された神格は朝廷から神階奉授や祭祀は受けられない原則だったことも踏まえると⁽¹³⁾、両神社の本来の祭神は異なっていたと考えるべきだろう⁽¹⁴⁾。すでに『日本書紀』編纂の段階で、玉祖氏の母体となったと推定される玉作部⁽¹⁵⁾の祖について「玉作部遠祖、豊玉」(神代

上七段一書第二)・「玉作遠祖、伊弉諾尊兎天明玉」(神代上七段一書第三)・「玉作上祖、玉屋命」(神代下九段一書第一)などと諸説が並立していることも、こうした想定の下付けとなる。もしそうであれば、周防国の玉祖氏は、右京や河内国の玉祖氏(大荒木命・建荒木命)が先祖とは、異なる先祖を持つ集団と認識されていた可能性もある(異なるといっても、まったく別ということではなからうが)。

ここで話を戻し、周防国の事例について見ていこう。玉祖氏として名が残る最古の人物は、先述した玉祖神社の宮司を務める「玉祖惟高」である。

「依地藏助活人、造六地藏語」(『今昔物語集』卷一七—三話)

今昔、周防ノ国ノ一ノ宮ニ玉祖ノ大明神ト申ス神在マス。其ノ社ノ宮司ニテ玉祖ノ惟高ト云フ者有ケリ、神社ノ司ノ子孫也ト云ヘドモ、小年ノ時ヨリ三宝ニ帰依スル志有ケリ。…而ル間、長徳四年ト云フ年ノ四月ノ比、惟高、身ニ病ヲ受テ、日来悩ミ煩フ、六七日ヲ経テ俄ニ絶入ヌ。…其ノ時ニ、参河入道寂照ト云フ人有り、道心堅固ニシテ世ヲ棄ル人也。其ノ人ノ夢ニ、此ノ惟高入道ガ往生ノ相ヲ見テ、人ニ告ケリ。然レバ、疑无キ往生也トゾ、人皆云テ貴ビケル。…

この説話は、実蓉『地藏菩薩靈驗記』(一一世紀前半の成立)からの書承と推定されている⁽¹⁶⁾。ただし和化漢文で書かれた原撰本『地藏菩薩靈驗記』はすでに散佚し、この話については、逸文が『覚禪抄』(巻四 地藏下 六地藏持物事所引)に「地藏験記云(実蓉撰ノ惟高夢)」として引用されるほか、増補本『地藏菩薩靈驗記』に以下のような和漢混淆文に変換された本文が掲載されるに止まる。

『地藏菩薩靈驗記』巻中(統群書類従 卷七一八)

周防国一ノ宮ヲバ、玉祖大明神ト白ス。宮司玉祖ノ惟高トテ久シキ神家ノ子孫ナリ。…時ニ一条院治世、長徳四年四月十五日ニ、惟高受病臥ケルニ、…サレバ惟高ノ往生ノ事、微細ニ三河入道夢想ヲ蒙リテ伝記シ置ク。彼注ヲ見ベシ。

この増補本では、『今昔物語集』の「長徳四年ト云フ年ノ四月ノ比」とある部分が、「長徳四年四月十五日ニ」と詳細になっている点や、説話の情報源について「三河入道夢想ヲ蒙リテ伝記シ置ク。彼注ヲ見ベシ」と明記している点などが注目される。特に後者の情報からは、玉祖惟高について「三河入道」(=

寂照・大江定基が記した文章が存在したことが明らかとなる¹⁷⁾。大江定基(？)一〇三四は長保五年に入宋したまま、現地で死去しており、彼の著作『生西指南要』『坐禅修授秘要』あたりに当話が掲載されたのはそれ以前と考えられる。つまり、長徳四年(九九八)～長保五年(一〇〇三)の間に、ほぼリアルタイムで記録された情報ということになる。このように一〇世紀後半の段階で、玉祖神社の宮司を代々玉祖氏が務めるような状況にあったことを、信頼性の高い情報源から確認することができる¹⁸⁾。

なお「天平十年(七三八)周防国正税帳」には、「玉祖神税」に関連して「以二神命一給二祢奇玉作部五百背一武伯束」という記載が見える。これによれば、八世紀前半の段階で「玉作部五百背」という人物が玉祖神社の「祢奇」(祢宜)の地位にあったことが知られる。彼が、一〇世紀末の「玉祖惟高」の先祖に当たる可能性は十分に想定されよう。

ともあれ一宮クラスの神祇を奉斎する一族となれば、律令制下においては国衙書生や郡司・軍毅などを輩出し、平安中期以降ともなれば国衙在庁の出身母体としても機能していたはずで¹⁹⁾、史料上で確認できないとはいえず、玉祖氏の場合も何らかの形で国衙行政に関わっていた可能性は高い。次節では、周防国においてこうした立ち位置にある人物が、中央政界に進出して要職を歴任するようになる過程を、具体的に見ていきたい。

二 玉祖氏の中央政界への進出

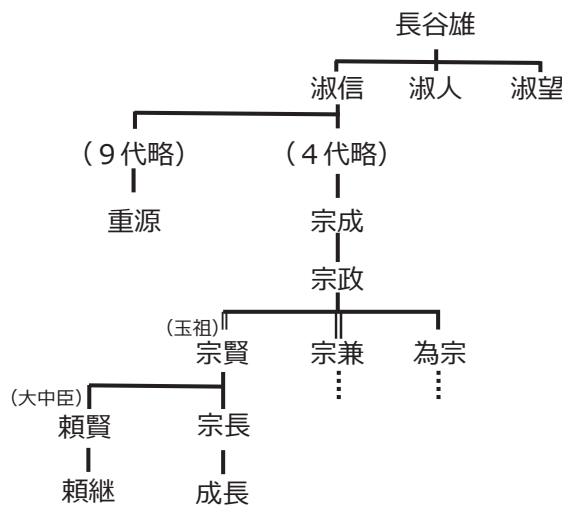
まずは、玉祖氏の出身者として中央政界への進出を果たした玉祖宗賢と、その長男の一流を見ておこう。『尊卑分脈』紀氏系図に見える彼の履歴は、以下の通りである。

宗賢(長承三二廿二任大和守／元弟^(權)二外記／大舍人允／權少外記／大和守從五下／実周防国一宮玉祖社祠官玉祖氏也。宗政為^(權)レ子進^(權)二京極殿恪勤。但後婦^(權)二本姓^(權)。

この記事によれば、玉祖宗賢は紀宗政の猶子となった後、撰関家と主従関係を生じたことになる²⁰⁾。宗政(義父)は、主計允・少外記(『尊卑分脈』によると承暦元年(一〇七七)閏十二月任)を経て、造酒正(『中右記』寛治八年(一〇九四)正月七日条で現任、『本朝世紀』康和元年(一〇九九)十二月十四日で復任)を勤めている²¹⁾。そのうち、外記巡による長門守への就任を望むも

果たせず(『永昌記』長治二年(一一〇五)正月二十七日条)、安房守に就任するが、「二日安房守宗政卒去(経二外記一之者也)」(『中右記』嘉祥二年(一一〇七)五月十三日条)とあるように、在任中に死去している(官歴から見て七〇歳前後か)。このように宗政と周防国との関係は不明だが、外記就任以前の時期に、主計允などの履歴を買われて、周防国に下向した経験があるのかもしれない²²⁾。後述するように、宗政は藤原敦基から三男の乳父として起用されるほどの信頼を得ており、敦基が周防守だった時期(応徳二年二月(一〇八五)～寛治三年(一一〇九〇)正月)に、目代などを務めていた可能性はある。

『尊卑分脈』紀氏系図



このように宗政の履歴は、民部省における勤務(主計允)・外記局における勤務(少外記)・宮内省造酒司における勤務の三種が確認される。このうち民部省における職務を継いだのが実子の為宗である。彼は、得業生から縫殿允・民部丞などを経て、永久四年(一一一六)に叙爵(従五位下)したうえ(『尊卑分脈』で武蔵権守(『大間成文抄』)となっている。ただし彼の任期中、武蔵守としては高階経敏が在任しており(天永三年正月(『中右記』)～元永二年十一月(『大間成文抄』)、受領ではない。

このほか「造酒正宗兼(父宗政讓也)」(『中右記』康和五年二月三十日条)と

あるように、造酒正を受け継いだのが宗兼である。彼は、「実右大臣頼宗曾孫、刑部卿藤基貞朝臣孫、刑部卿敦基朝臣三男」（『尊卑分脈』）とあるように猶子だが、主要な官歴の一部を「讓」という形式で継承している。実父側の系譜に見える彼の項に付された注記によれば「得_二乳父_一紀宗政讓、相_二統御_一厨子所預_一也」（『尊卑分脈』）とあるので、紀宗政と藤原敦基の間には一定の關係が存在したと推定される²³。

ここで問題となる玉祖宗賢も、紀宗政の猶子として、義父の諸官歴のうち外記を継承している。『尊卑分脈』（前掲）によれば、実際の出自は「周防国一宮玉祖社祠官玉祖氏」だったが、上京して紀宗政の猶子となり、宗政が京極殿藤原師実、一〇四二（一一〇一）に推薦して「恪勤」（貴族の身辺警固や雑役を勤める下級の武士）を務めるところから履歴を始めた。その後、大舍人允・権少外記²⁴などを経て、長承三年（一一三四）二月二十二日に大和守となる（実際には撰関家の推薦だろうが、手続上は外記の新叙巡ということになる）。最終的に、極位は從五位下まで進んでいる。

この間、賀茂祭の行列で重要な役割を担う山城介に欠員が生じたことで、「山城介、皆悉（に）有_レ障、不_レ渡_二大路_一。仍外記宗賢任_二山城介_一」（『殿曆』康和四年（一一〇二）四月十九日条）とあるように、臨時の祭除目で山城介に任命されている²⁵。この時の記事の末尾には、宗賢について「余家人也」（『殿曆』同日条）という注記が付されており、師実の死後も、その息子の忠実（一〇七八（一一六二）の家政機関に籍を置く形で撰関家に仕えていたことが判明する。この後、大和守に任命されたのも、そうした關係が後々まで続いていたからと考えられる²⁶。

彼の立ち位置を考えるうえで、もう一つ注目されるのは、「外記宗賢、院主典代」（『殿曆』康和四年（一一〇二）正月二十三日条）という記事である。これによれば、撰関家の当主が師実から忠実に代替わりした頃、宗賢は白河院庁の主典代も勤めていたことが判明する。彼の外記在任は同年正月一日（『中右記』）には確認されるが、外記への抜擢は、そうした撰関家や院に対する精勤の結果なのだろう。

このようにして地方出身者としては異例の出世を果たした宗賢だったが、彼の築いた地位は順調に子孫へと引き継がれていく。まず長男の宗長だが、『尊卑分脈』によると彼の官歴としては、大蔵丞・少外記などが確認される。この

ほか、

・『除目大成抄』八・春（京官三）課試及第

式部省／勘諸道得業生并問者課試及第事／明経道

得業生玉祖宗長／永久元年（一一一三）月補、元永元年（一一一八）十一月廿八日課試及第／：

問者生大中臣頼賢／永久元年月日補／永久五年三月廿六日課試及第

という史料によれば、永久元年（一一一三）に明経得業生となっている。同時期に明経問者生となった弟の頼賢と比べると、課試及第の時期は遅れるが、六年後には卒業を迎えている。その後、元永二年（一一一九）春の除目では「元永二春」／木工少允正六位上玉祖宿祢宗長（明経得業生）（『大間成文抄』八上課試及第）とあるように、木工少允となり、さらに翌年正月には以下のような申文を提出している。

・「元永三年（一一二〇）正月二十四日 玉祖宗長申文」（『累召除目次第』中夜／顯官申文）

正六位上行木工允玉祖宿祢宗長誠惶誠恐謹言

請_下殊蒙_二天恩_一、因_二准先例_一、依_二譜第成業_一、遷_中任外記上状

右、宗長謹考_二三旧貫_一、外史有_レ闕之時、成業之者、先被_二抽賞_一、聖代不易之

通規也。爰宗長、鑽_二仰功浅_一、雖_レ隔_二捨芥之譽_一、箕裘勞重、蓋浴_二三広沢之恩_一。

一。望請 天恩、因_二准先例_一、依_二成業功務_一、遷_二任件官_一者、弥竭_二三奉公之節_一。

宗長誠惶誠恐謹言。

元永三年正月廿四日 正六位上行木工允玉祖宿祢宗長

内容は、木工允から外記への遷任を望むもので、「外記宗長」（『中右記』保安元年（一一二〇）三月二十九日条）とあるところを見ると、同年（元永三年）保安元年の除目で希望は実現したと判明する。彼については、それ以降の官歴が一切確認できないのだが、外記退任以降に「大蔵丞」（『尊卑分脈』）を経るような官歴は想定しがたいので、大蔵丞→明経得業生→木工允→外記という順の官歴を想定するか、あるいは大蔵丞は木工允の誤りと想定すべきことになる。なお外記を勤めたにもかかわらず、新叙巡による受領への任命が確認されないところからすると、新叙巡を待っている期間に²⁷、官界から退く（たとえば死去・出家）ことになった可能性も想定される。

このうち、外記の地位は宗長の息子成長にも継承されている。『尊卑分脈』

によれば、成長の官歴としては「山城介、右兵衛尉／少外記、従五下」などの注記がある。また『外記補任』〔続群書類従〕巻八九「長寛二年条に「少外記：玉祖成長（正廿一任、元隼人佑。九九叙、即任「山城介）」とある。以上の史料を整理すると、隼人佑をへて、長寛二年（一一六四）正月に少外記に就任し²⁸、九月に叙爵（従五位下に昇進）したのち、山城介となったことや、その後、右兵衛尉も務めたことなどが判明する²⁹。

このように、宗賢の子孫は数代にわたり外記を勤めているが、『尊卑分脈』によれば、「後帰二本姓二」（宗賢）・「又改二紀姓二」（子の宗長）・「帰二本姓二」（孫の成長）とあるように、いずれも紀姓を名乗る時期と玉祖姓を名乗る時期が混在していた。宗賢の場合は、晩年になって玉祖姓に戻したらしく、また宗長（子）の場合、若年時には玉祖姓に戻している。おそらく壮年期の外記就任にあたって、紀姓であることが求められたことへの形式的な対応なのであろう。つまり彼ら自身の意識のなかでは、上京して三代を経た後にも、玉祖氏への帰属意識が強く残っていたと考えられる。

つぎに、頼賢（宗賢次男）の流れを見ていこう。頼賢の名前のうちで「賢」字は、父宗賢の二字を宗長（長男）・頼賢（次男）と分け与えたものである。この種の命名の仕方をする場合、自身の持つ複数の要素を切り分けて子孫に託する場合が少なくないのだが、そのような観点から考えてみると、外記などの中央政界における名声を長男に、受領のような富に関わる要素を次男に与えたようにも見える。

この頼賢―頼継の親子については、『尊卑分脈』に、以下のような情報が記されている。

〔民〕 頼賢（康治三三六、叙爵。元民部丞／肥後守 従五下／改二姓大中臣二）
〔民〕 頼継（彈正忠、縫殿允／山城守、従五下／号二鴨井殿。民部大夫）

以上の情報によれば、頼賢は康治三（一一四四）正六位下となつてから、民部丞を経て叙爵（従五位下）したのち、新叙巡で肥後守を務めたことが分かる。また「改二姓大中臣二」あるところからは、ある時点で大中臣氏の養子となつたと考えられる。大中臣氏というと、周防国在庁の大中臣氏（都濃郡）もあるが、『除目大成抄』八・春（京官三）課試及第（前掲）の記載からかなり若い段階で改姓していることが確認できることもふまえると³⁰、神祇伯などを輩出する

中央貴族の養子となつた可能性を想定しておきたい。

この史料によれば、宗長（兄）と頼賢（弟）の間に、それほど年齢差はなかつたようである。頼賢は兄と同じ永久元年（一一三三）に明経問者生となり、兄よりも一年早く永久五年（一一一七）に及第している。このように、それなりの能力はあつたことは窺える。ただ、その後の昇進が遅々としていたことは先に見たとおりで、課試及第の年齢を二〇歳前後とすれば、正六位下に至つた康治三年（一一四四）には五〇歳近くだったことになる。その後、民部丞を経て五位に達したうえで、受領も務めてはいるが、父親と比べるとお世辞にも順風満帆とは言いがたい履歴である。おそらく肥後守への就任時は六〇歳代に達していただろう。当時としては、相当な老齢である。

それにしても、彼の履歴で受領を務めたうえでの引退という花道が用意されたのは、おそらく撰関家との関係による。そもそも父宗賢が藤原忠実の「家人」だったことは、すでに述べたとおりである。若年時の頼賢も、そのツテで撰関家に仕えていたらしいことは、たとえば「恪勤侍一人、名頼賢」（『法性寺殿御記』元永二年（一一一九）二月二十九日条）という史料から知ることができる。この記事は、夜に退勤して私宅に戻る途上で、彼が何者かに切りつけられて負傷したという記事だが、記主の藤原忠通（忠実の息子）が「恪勤侍」と称していることから、当時の頼賢は忠通家の侍を勤めていたことが判明する。

その後の履歴を示す情報はあまり見えないが、四〇年後の「今夕、関白殿所充也。入夜家司：散位光長・信国・頼賢：参会」（『兵範記』保元三年（一一五八）八月十六日条）という記事に姿を見せる。この記事によれば、藤原基実の元服に伴う政所始（家政機関の設置）に際して、父忠通から家司を分与された際、頼賢も基実の家政機関へと移籍したことが分かる。おそらく肥後守の任終後、七〇歳近くになってからも、彼は撰関家の下家司として仕事を続けていたのである。こうした履歴を見るかぎり、頼賢の業務のほとんどは、正規の律令官司における勤務ではなく、撰関家への個人的な奉仕にあつたと考えられよう。

次に頼賢の息子、頼継について見ていこう。彼については、古記録類に関連史料が見当たらないが、『尊卑分脈』によれば、父と同じく民部丞をへて、彈正忠・縫殿允・山城守などを歴任して、従五位下に至つたことが確認できる。

また、彼に関する情報で注目されるのは、「号二鴨井殿二」（『尊卑分脈』）という記載である。鴨殿（鴨院・鴨居殿）は「室町西、押小路南、有二旧井二鴨来集。

仍人号三其所一為鴨居。俗説言二鴨院一也。」(『二中歴』)とされ、師実の代に撰関家に領有された邸第である。忠実は伝領後、三条三坊八町(藤原伊周の旧二条第)などを併合、これを拡張し「累代日記併在二鴨院一」(『玉葉』寿永二年十二月五日条)という施設に位置づけた。当時は、殿下渡領の券文も、ここに保管される重要施設だった³¹。鎌倉期に入っても「鴨居殿ノ代々ノ日記・宝物」(『愚管抄』巻五)・「此障子の絵本ども、鴨居殿の御倉にぞ侍なる」(『古今著聞集』巻十一)と記される様に、こうした機能は維持され続けていた³²。

このような撰関家にとって重要な邸第の名称を異名として持つことは、彼が父頼賢と同じく撰関家の家人として奉仕していたことを物語っている(おそらく鴨殿の管理責任者だったのだろう)。こうした想定は、「不レ退在レ京」(桐原家本『大中臣氏系図』)という記載とも合致する³³。つまり頼賢は、「退かず」(地方に下向せず)³⁴、おもに撰関家に仕える「京武者」として活動していた人物と推測されることになる。桐原家本『大中臣氏系図』が、彼の流れを撰関家本流と結びつけた系譜を記すのも、そうした主従関係の反映と見なすことができる³⁵。

このように、宗賢の子孫のうちでも次男頼賢の一流は、撰関家本流に京武者として仕えて、各種の奉仕を行っていた。系図に「上総国々司也。又此時賜二常州中郡庄六十六郷一畢。但不レ退在レ京也」(桐原家本『大中臣氏系図』)とあることを踏まえると、奉仕活動のなかに、撰関家領の地方荘園の管理なども含まれていたのかも知れない。

彼の子孫は、河内源氏に従属し、その爪牙として東国に進出し、常陸国新治郡の中郡を拠点とする中郡(那珂)氏として武士団を組織することになる³⁶。当地に所在する撰関家領、たとえば九条家領の小栗御厨(鎌倉遺文『一四四八・七二五〇』・下妻荘(鎌倉遺文『一九五六二』)などが古代末期まで遡るものとすれば、それらの管理業務の過程で現地との結びつきを生じた可能性も想定されよう。また大中臣氏は、鹿島神宮(常陸国鹿島郡)と密接な関係をもつ氏族で、中世前期の常陸国在庁としても勢力を持っていたので³⁷、同じ常陸国南部を活動範囲とする際には一定の便宜が期待できただろう。

なお、「蓮華王院御領常陸国中郡庄下司経高濫行」(『吉記』承安四年(一一七四)三月十四日条)という記事によれば、系図に頼継孫と見える「経高」という人物が、蓮華王院領荘園の下司を務めていることが分かる。蓮華王院領

は、実質的には後白河院領といつてよく、こうした立ち位置を確保していることは、中央官人としての玉祖氏の初代に当たる宗賢が白河院庁の主典代を務めていた履歴と関係するのかも知れない。

長男宗長の一流とは大きく異なるこうした次男頼賢の活動傾向は、先述したように、父宗賢の段階で、ある程度、設計されていた可能性が高い。なお、いわゆる「京侍」の役割として辟邪を重視する見解³⁸によれば、大中臣という神祇を掌る姓だけでなく、玉祖神社社司の一族という本来の出自も、一定の意味を持った職務だったことになる。もしそうだとすれば、早い段階で大中臣氏の猶子に入れた宗賢の意図は、次男頼賢が長男宗長と同じような官途を歩めな可能性も想定した処置とも考えられよう。

三 玉祖神社と中央との関係

さて玉祖氏の周防国内における活動拠点である玉祖神社は、前述したように古くから中央政府の崇敬も厚く、封戸一〇戸(のち一五戸)が設定されていたこと(『新抄格勅符抄』)は、前述したとおりである。封戸は神戸郷(佐波郡)という独立の行政区とされ³⁹、そこからの収入は、「天平十年(七三八)周防国正税帳」の分析によれば、周防国衙の手で徴収され、玉祖神社に全額支給されていた⁴⁰。また正税帳の記載などから、周防国内で神封を持っているのは、玉祖神社だけと推定されている。つまり八世紀初頭の段階で、玉祖神社はすでに国内第一位の神祇という扱いを受けていたことになる。

このように設定された神戸は、佐波郡のなかでも玉祖神社の周辺に分布していたと考えられるが、これらの神戸を起点に拡大したと推定されるのが、田島荘・高墓荘など佐波郡内に広がる玉祖神社領の諸荘園である。

平安後期の段階における玉祖神社領の荘園は、以下の文書に三箇所見える。
・「保延三年(一一三七)九月待賢門院庁下文案」(『平安遺文』二二三七五)

待賢門院庁下 周防国在庁官人并玉祖社司等

可レ令下早任二安芸権介藤原朝臣実明奇文并公驗理、相二共使者・国使一立券、堺四至於定二有勝示、為中法金剛院領下玉祖社并社領三箇所事

在二管佐波郡内一

社敷地

四至(東限石辛櫃并久美河 □□ 南限田嶋庄 □□)

社領参簡所

一 処、字田島庄

四至〈東限久布地并棹立 □□ 南限黒石并鯖 □□〉

一 処、字小俣庄

四至〈東限白石上 □□ 南限 □□〉

一 処、字高墓庄

四至〈東限今打并井境 西限限大楳 南限大河 北限湯田下大路〉

副下 本公験并御庁宣等

使

右、彼寄文之状傳、件社者白河院御時、以三去天治二年五月之比一、給三庁御下文二、所領掌來也。其後于レ今、敢無レ有ニ牢籠一。而猶為レ募ニ御勢一、相ニ副次第公験一、永所レ奉ニ寄法金剛院領一也。然者、於ニ預所一者、以ニ実明子々孫々一、永可レ令レ致ニ沙汰ニ之状如レ件者、任ニ彼公験之理一、且立券言上、且堺四至打ニ定勝示一、可レ為ニ法金剛院之領一也。但於ニ御年貢一者、任ニ所レ進注文之旨一、追年可レ令レ進ニ納彼院政所ニ之状、所レ仰如レ件。在庁官人并玉祖社司等宜承知、依レ件行之。敢不レ可ニ違失一。故下。

保延三年九月 日 主典代散位中原朝臣

別当権大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣〈在判〉 判官代散位源朝臣〈在判〉

権大納言藤原朝臣〈在判〉 常陸介藤原朝臣〈在判〉

3 荘のうち、田島荘は防府市大字田島の周辺(神社から佐波川を越えて、国府南方の海岸沿い)に、小俣荘は防府市台道の小俣付近(佐波郡から吉敷郡にかけての地域)に、高墓荘は防府市大字大崎(神社の周辺)に、それぞれ所在した荘園である⁽⁴⁰⁾。

本文書によれば、この社領三箇所は、まず天治二年(一一二五)に本家を白河院としたうえで、藤原実明が領掌する体制が整えられた。それが保延三年(一一三七)に至り、本所を待賢門院庁の管理下にある法金剛院領に変更したうえで、藤原実明が預所を担う体制に変更されたという経緯が判明する。

藤原実明という人物が、これらの荘園と関わるようになった経緯は不明だが、先行研究のなかには、「宮司玉祖氏一族が国衙の介入を排除する目的で」寄進したという想定も存在する⁽⁴²⁾。もしそういう目的だとすれば、この世系不明の人物の手に、三箇所もの荘園が直接寄進されることは考えがたいので、もし

この説明が事実とすれば、実明の父祖(実明という人物よりは実力を持っているものか)の代に寄進されたものと推定すべきだろう。

また保延三年の寄進に関しては、当時の周防守と待賢門院との関係から、待賢門院側からの積極的な私領寄進を募る働きかけの結果とする見解も提起されている⁽⁴³⁾。しかし、白河院(一〇五三〜一一二九)の死去に伴う移管処置と考える方が自然ではなからうか。

ところで先行研究のなかには、本文書に見える藤原実明(保延三年(一一三七)頃に安芸権介)を、「大宮亮／少納言・従四上」(『尊卑分脈』)などの官歴を経た小野宮家の人物と見なす理解がある⁽⁴⁴⁾。しかし彼は、嘉承元年(一一〇六)二月一七日に連座で少納言を解官された後(『中右記』)、天永二(一一一一)〜三年頃に大皇太后宮亮を務め(『殿暦』・『中右記』)、大治三年(一一二八)九月一八日に「前大宮亮実明頓滅」(『中右記』目録)とあるように、死去している。その十年後の保延三年(一一三七)頃に「安芸権介藤原朝臣実明寄文」(『平安遺文』二三七五所引)を提出することは難しいのではなからうか。

あるいは過去に提出した文書と理解することも不可能ではないが、それにしても、死亡記事で「前大宮亮」と表記される点からは、これが極官と推定される(↓天永三年以降であれば「前大宮亮」と呼ばれる)し、康和五年(一一〇四)に讃岐権守を務めている点からしても(『本朝世紀』同年二月三十日条)、安芸権介を名乗るのであれば、少納言就任から相当に遡る時期ということになる(そもそも、小野宮家の実明が安芸権介を歴任した徴証はない)。以上の諸情報からして、安芸権介藤原実明と少納言・大宮亮を歴任した藤原実明は、別人と考えるべきだろう。

白河院やその周辺に、藤原実明という人物を介して玉祖神社領の荘園が寄進される際、どの様な縁が作用したかについて、もう少し考えてみよう。ここで注目されるのが、玉祖氏と白河院の関係である。すでに見てきた様に、一二世紀初頭の段階で、玉祖宗賢は白河院の院司(主典代)を勤めていた(『殿暦』康和四年(一一〇二)正月二十三日条)。こうした前提があれば、実家の社領を院に寄進することなど、それほど難しいことではあるまい。藤原実明が玉祖神社領に関わるようになった時期が宗賢の上京以前なのか、以降なのかは不明だが、すくなくとも天治二年(一一二五)・保延三年(一一三七)の二回にわたる寄進には、宗賢の意向が強く反映していたと考えるのが自然だろう。とくに後者の場

合、宗賢は長承三年(一一三四)二月二十二日に大和守に就任しているので、その発言権は、それなりのものだったと推定されよう。

院政期の荘園に関して、近年では「上からの立荘」を重視する見解が一般的だが⁴⁵⁾、もし下側(現地勢力側)から寄進を働きかけるのであれば、高位の本所(後盾)をえるために、たとえば目代—受領—上級貴族などと延々とツテをたどって、その間に本所以外の領家など複数の中間搾取主体を発生させつつ、ようやく最終目的地に至る必要がある。そうしたあり方と比較すれば、ここで取り上げた玉祖神社領の場合のように、各種史料で実在が確認できない藤原実明という人物⁴⁶⁾を介するだけで、直接、社会の頂点に位置する白河院(あるいは待賢門院)に寄進するというのは、離れ業といってよい。つまり、「藤原実明」とは、宗賢本人あるいはその関係者の仮名の可能性があろう。

ここで取り上げた玉祖神社領の場合、実質的には、現地における荘園管理主体と、本所が直接交渉した結果としての寄進と見なすことができる点、一般的な事例と同列に論ずることはできない。しかしこうした事例を見る限り、荘園の寄進が盛んになればなるほど、上(中央)・下(地方)双方の利害を調整する立場として、宗賢のような地方社会の実態を理解している人物は、その出身ゆえに当時の中央社会で一定の必要性を認められた可能性が高い。

おわりに

以上見てきたように、周防国出身の玉祖宗賢は一一世紀末頃に中央政界へ進出し、摂関家や院と密接な関係を結ぶことに成功した。宗賢自身は、中央権門に奉仕を続ける過程でその信頼を得るだけでなく、第三節で見たように、たとえば荘園の寄進のような周防国側からの要望を中央で実現する役割も果たしていたと推定される。そうした精力的な活動が実を結び、子孫からは代々外記を歴任するような流れや、京武者として扶植した勢力を背景に関東地方へ下向して現地で武士団を編成する流れも生じたのである。

一一—一二世紀にかけて展開した、このような玉祖氏による全国を股に掛けた多彩な活動は、彼らの出発地点に当たる周防国府が、中央側から地方側への要求を一方的に伝達する域に止まらず、地方側の要望を中央に届ける機能も果たしていたことを示している。玉祖宗賢の活動は、そうした双方向的な機能を個人で体現したものに他ならない。

なお宗賢が郷里を後にした正確な年代は不明だが、藤原師実(一〇四二—一一〇一)の恪勤侍が初期の履歴であり、康和四年(一一〇二)の段階で外記や白河院主典代を務めている以上(『殿暦』康和四年正月二十三日条)、遅くとも一一世紀末には上京していたと考えてよい。長承三年(一一三四)二月に就任した大和守(『尊卑分脈』)で官歴の最後を飾った宗賢は、おそらく一一世紀後半の生まれで、大和守に就任後、それほどの時を経ずして亡くなった可能性が高い⁴⁷⁾。

この時期、白河院司のなかには、彼の同僚として藤原盛重(藤原良門流国仲の猶子。検非違使・石見守・相模守・信濃守・肥後守などを歴任)という人物がいた。盛重は、実は「周防国住人」で「童形之時、候三北面」。白河院御寵童。元服之後近習(『尊卑分脈』)という履歴の持ち主だった⁴⁸⁾。官歴から見ても一一世紀後半の生まれで一一三〇年代に晩年を迎えたと推定される盛重は、玉祖宗賢とほぼ同年配と考えられる。「はじめに」で述べたように、院政期ともなると、中央政界で地方出身者が活躍する事例は散見されるようになる⁴⁹⁾。え、ほぼ同時期に院司として活躍し、また大受領も務めたような同世代の二人がいずれも周防国出身というのは、偶然にしては出来すぎた現象だろう。

周防国が院分国だったことを示す史料は一二世紀後半には多いが⁴⁹⁾、藤原経忠(周防守・寛治三年(一一〇八九)→承元元年(一一〇九七)の就任に関して「同(寛治)三年正六兼周防守(院分)」(『公卿補任』)と記される一一世紀末の史料が初見である。同国が院分国となる経緯や、その正確な時期は判明しないが、院勢力が一一世紀末の段階から同国を重要視していたことは間違いない⁵⁰⁾。「卵が先か鶏が先か」的な議論になりかねないが、玉祖宗賢や藤原盛重のような周防国出身で、中央貴族の養子として院勢力と結合していった人びとの存在と、同国の院分国化が無関係ということとはなからう。

別稿で詳述するように、古代後期の周防国から上京して院権力などと結びつき、周防国側と中央政界側の意思疎通を担った集団は、実は玉祖氏だけではない⁵¹⁾。そうした人びとの存在もふまえると、当時の中央—地方の結びつき(とくに地方側からの働きかけ)は、従来考えられているよりも強いものだったのではないか。両者の主要な結節点として機能していた国府は、律令制施行当初と比べると変質が進んでいるとはいえ、古代後期においても日本社会において大きな役割を果たし続けていたことは、より重視されてしかるべきだろう。

〔注〕

- (1) たとえば他田日奉部神護（下総国海上郡の郡領氏族出身）については、河名勉「海上郡司を希望した他田日奉部直神護」（『千葉史学』二〇、一九九二年）を参照。
- (2) 古代の射水氏については、木本秀樹「古代越中在地勢力とその動向―八、九世紀を中心にして―」（木本秀樹編『古代の越中』高志書院、二〇〇九年）を参照。
- (3) 曾我良成「実務官人の「家」と家業の継承」（『王朝国家政務の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九八五年）。曾我の指摘に対しては、「特殊な事例」を強調しすぎとの批判もあるが（告井幸男「撰関・院政期における官人社会」『日本史研究』五三五、二〇〇七年）、地方出身者が中央官僚の養子という形で中央政界に登場することの意義は重視すべきだろう。
- (4) 為康については、速水侑「三善為康の世界―平安末期浄土教の一面―」（笠原一男博士還暦記念会編『日本宗教史論集上』吉川弘文館、一九七六年）・小原仁「三善為康の思想と信仰」（『文人貴族の系譜』吉川弘文館、一九八七年、初出同年）も参照。
- (5) こうした重要性とも関連して、内藤湖南「卑弥呼考」（『内藤湖南全集七』筑摩書房、一九六九年、初出一九一〇年）は、玉祖神社の周辺を『魏書』東夷伝にみえる「投馬国」の故地と想定するが、今となってはご愛敬だろう。
- (6) 小林宣彦「周防国」（岡田荘司編『古代諸国神社神階制の研究』岩田書院、二〇〇二年）は、「奉幣於伊勢以下諸社。奉三封戸廿五烟於石清水八幡宮。依祈禰兵乱也。」（『日本紀略』天慶三年（九四〇）八月二十八日条）などの記事から、天慶の乱との関係を想定する。
- (7) 出土文字資料としては、倭文神社（伯耆国）出土の「伯耆一宮」と銘記する経筒に康和五年（一一〇三）の年紀が見える事例が初見である。
- (8) 京・河内・周防の事例については、後述する。加賀国の事例は、『兵範記』保元三年（一一五八）六月二十七日条の相撲節会に関する裏書に「三番（左、玉祖真貞、加賀国／右、藤井宗直、勝、淡路国）」とある。
- (9) 関連文書で、君万呂の姓は「宿祢」とある。玉祖氏の姓は「玉祖連：賜姓曰三宿祢」（『日本書紀』天武十三年十二月己卯条）とあるように、天武十三年（六八四）に連から宿祢へと改められた。
- (10) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 考証篇三」（吉川弘文館、一九八二年）。
- (11) 田中卓「大化前代の枚岡―古代伝承の展開―」（『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会、一九八六年、初出一九六七年）。
- (12) 大和岩雄「玉祖神社（八尾市神立字宮山）」（谷川健一編『日本の神々三』白水社、一九八四年）。
- (13) 二宮正彦「諸神への品位奉授について」（『古代の神社と祭祀』創元社、一九八八年、初出一九六一年）・岡田荘司「古代の神社と神階」（『古代諸国神社神階制の研究』岩田書院、二〇〇二年）。
- (14) なお玉祖郷に付された『倭名類聚抄』（高山寺本の郡郷部）の訓によれば、河内国高安郡の事例は「多万乃於乎」で、周防国佐波郡の事例は「多末乃也」と読まれている。
- (15) 玉祖と玉作部の関係については、宮井義雄「氏神・祖神の信仰と祭祀」（『上代日本の祭祀と宗教』成甲書房、一九七八年、初出一九五一年）・下出積与「地方豪族と玉造部」（『金沢大学法文学部論集 哲学史学編』一〇、一九六三年）・寺村光晴「周防国佐波郡玉祖郷、同玉祖神社（山口県防府市右田地区）」（『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館、一九八〇年）を参照。後述するように、周防国の玉祖神社の宮司は、八世紀の段階で「玉作部」姓の人物が勤めていたのが、一〇世紀には「玉祖」姓となっている。この場合、両者間に血縁関係が存在した可能性は高いとみるべきだろう。
- (16) 真鍋広済「『今昔物語』と『地藏菩薩靈驗記』」（『文学・語学』七、一九五八年）。このほか『元亨釈書』巻一七にも同話が見えるが、書承だろう。
- (17) 山田昭全「西行釈教歌の典拠と釈義」（『西行の和歌と仏教』明治書院、一九八七年、初出一九八五年）は、彼が「実際に地藏の救済を唱導したことがあり、それを説話または靈驗譚のような形で書き記してあった」可能性を推測する。大江定基と当話の関係については、高橋貢「地藏菩薩靈驗記成立の一背景」（『中古説話文学研究序説』桜楓社、一九七四年、初

- 出一九六三年)・速水侑「民間地藏信仰の成立」(『地藏信仰』塙書房、一九七五年)なども参照。なお、やや後世となるが、同じ周防国出身の内藤盛時が死去の後に地藏菩薩の加護で蘇生したという逸話が伝わる(『吾妻鏡』天福元年(一二三三)七月二十日条)。こうしてみると、この時期の周防国における地藏信仰はかなり盛んであったらしい。
- (18) ただし原撰本で、玉祖神社に「一宮」という修飾語が付されていたかどうかは、保障の限りでない。一宮の成立については、岡田荘司「平安期の国司祭祀と諸国一宮」(『一宮研究会編』『中世一宮制の歴史的发展』下)岩田書院、二〇〇四年)・井上寛司「中世諸国一宮制の成立」(『日本中世国家と諸国一宮』岩田書院、二〇〇九年)などを参照。
- (19) 渡辺滋「日本古代の国司制度に関する再検討—平安中後期における任用国司を中心に—」(『古代文化』六五—四、二〇一四年)。同時期の一宮社司の存在形態としては『時範記』承徳三年(一一九九)条に見える宇倍社(一宮)司・介の伊福部久経が参考になる。この人物については、森公章『平安時代の国司の赴任』『時範記』をよむ(臨川書店、二〇一六年)も参照。
- (20) 宗政と摂関家の関係は不明である(師実の日記は残らず、師通の『後二条師通記』忠実の『殿暦』などには姿を見せない)。ただし、「宗政為皇子進三京極殿恪勤二」(『尊卑分脈』)とあるところからは、宗政が師実家の恪勤侍に推薦したという経緯がうかがわれるので、彼は師実の下家司だった可能性が高い。
- 『尊卑分脈』については、益田宗「尊卑分脈の成立と編成」(『東京大学史料編纂所報』二〇、一九八五年)・皆川完一「尊卑分脈」(『国史大系書目解題』下)吉川弘文館、二〇〇一年)・松蘭斎「中世公家と系図—『尊卑分脈』成立前後—」(『系図が語る世界史』青木書店、二〇〇二年)を参照。
- (21) 外記経験者が造酒正を勤める事例としては、紀宗政のほかに中原宗房もいる。
- (22) 受領郎等・目代などが、地方社会で人材をスカウトして中央に連れ込んでいたことについては、藤原盛重の事例が参考になる。もともと彼は「周防国住人」で、「童形之時」(『尊卑分脈』)・「自二幼日二」(『地下家伝』)上京した人物である。上京の契機については、「六条右大臣の御家人にながしとかや、かの国の目代にて下りたりける」際に目を付けて連れ帰った(『十訓抄』第一一五一)という経緯が伝わる。盛重については、とりあえず正木喜三郎「怡土荘預所考」(『大宰府領の研究』文献出版、一九九一年、初出一九七七年ほか)を参照。
- (23) 乳父については、秋山喜代子「乳父について」(『史学雑誌』九九—七、一九九〇年)・西村汎子「乳母・乳父考」(『白梅学園短期大学紀要』三一、一九九五年)を参照。
- (24) 中原俊章「中世地下官人の系譜と身分」(『中世公家と地下官人』吉川弘文館、一九八七年)は、宗賢が外記に登用された背景として、玉祖神社の社司出身という「卜部氏に類似した」祭祀と関連する性格も想定するが、そこまで考える必要はなからう。「社司」については、山本信吉「神社修造と社司の成立」(山本信吉ほか編『社寺造営の政治史』思文閣出版、二〇〇〇年)を参照。
- (25) 祭除目については、丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭—斎院禊祭料と祭除目を中心に—」(『日本史研究』三三九、一九九〇年)を参照。
- (26) 一一世紀前半の大和守に、摂関家家司が補任される事例が多いことは、川端新「平安後期における大和国司」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)を参照。
- (27) この時期の新叙巡の待機期間が、通常でも一〇年以上、場合によっては二〇年を超える状況については、玉井力「受領巡任について」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八一年)を参照。
- (28) 井上幸治「平安時代中後期における外記・官史のライフサイクル」(『古代中世の文書管理と官人』八木書店、二〇一六年)によれば、隼人佑から外記に就任した事例は、成長のほか確認できないようである。
- (29) 右兵衛尉は、外記退任後の就任と推定されるが、一二世紀に入る頃から兵衛尉と少外記を兼任する人物が増え始めるように、平安末期には両官職の親和性が高まっていた可能性がある。
- (30) 「頼」字は、大中臣氏の名によく使われる漢字の一つで、一一世紀末に近衛将監などを務めた大中臣頼長などがあるので、あるいはその周辺との関係かと想像される。

- (31) 樋口健太郎「藤氏長者宣下の再検討」(『中世王権の形成と摂関家』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一一年)。
- (32) この邸宅の利用実態については、高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』(国書刊行会、一九八五年)も参照。
- (33) この史料の性格や本文については、網野善彦「桐原家所蔵「大中臣氏系図」」(『網野善彦著作集 一四』岩波書店、二〇〇九年、初出一九八二年)を参照。
- (34) 網野注33前掲論文は、彼に付された「上総介」(桐原家本『大中臣氏系図』)という注記について、「(頼継の)上総介任官は事実なのかどうか」とするが、同族が任命された際に何らかの縁が生じたという程度の可能性もある。たとえば大中臣永実が二世紀初頭に上総介を務め(『殿暦』天永元年(一一一〇)十一月一日条ほか)、孫の親頼が「上総先生」(「中臣氏系図」『群書類従』巻六二)と称されるのは、そうした関係からであろう。
- (35) なお系図で、後二条師通の息子とするにも関わらず、卑職に甘んじた理由について、「母ツマノ御局是也。而北政所御嫉妬之間、藤原本姓大中臣之故、可レ有レ御三移本姓」(云々)。仍大中臣氏は也／＼御嫉妬之間、関東下遣之」などとするのは、後付けの説明だろう。
- (36) 野口実「京武者」の東国進出とその本拠地について―大井・品川氏と北条氏を中心に―(『東国武士と京都』同成社、二〇一五年、初出二〇〇六年)。ただし頼継の段階でどこまで東国とつながりが生じていたか、また河内源氏との従属関係がいつ頃までに明確化したのかなど、不明な点は少なくない。東国における彼の子孫(大中臣氏)の活動についての専論はないが、とりあえず須藤聡「下野藤姓足利氏と清和源氏」(高橋修編『実像の中世武士団―北関東のものものふたち―』高志書院、二〇一〇年)を参照。なお過去の主従関係を血縁関係に転化した系譜が作成される現象については、渡辺滋「周防内藤氏の成立―院近臣藤原盛重流との関係を中心に―」(『山口県立大学 大学院論集』二三、二〇二二年)で検討する内藤系図の事例なども参照。
- (37) 中世前期における常陸国在庁の構成については、小森正明「中世における常陸国衙の一断面―税所氏の基礎的考察を中心として―」(『書陵部紀要』四〇、一九八八年)・大沢泉「鎌倉期常陸国における国衙機構の変遷と在庁官人」(『茨城県史研究』九一、二〇〇七年)などを参照。
- (38) 生駒孝臣「中世成立期の「兵」と「侍」―国衙軍制との関わりを中心に―」(『歴史研究』三六、一九九九年)。
- (39) 神戸は、少ない戸数でも独立して設定されたとする小倉慈司「出雲国における神戸」(『古代律令国家と神祇行政』同成社、二〇二一年、初出一九九六年)の指摘も参照。
- (40) 以下、正税帳の内容に関する分析は、林陸明ほか『天平諸国正税帳』(現代思潮社、一九八五年)の指摘。神税の管理については、小林宣彦「国家祭祀と神税」(『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇三年)も参照。
- (41) 現地比定は、本文書に記された四至表示を元にした、秋山伸隆ほか「周防国の国衙領・荘園」(『山口県史 通史編 中世』山口県、二〇一二年)の分析による。
- (42) 畠山聡「中世前期における東大寺による国衙支配と在庁官人」(『中世東大寺の国衙経営と寺院社会―造営料国周防国の変遷―』勉誠出版、二〇一七年)。
- (43) 大島創「法金剛院と法金剛院領の形成・伝領過程」(『史観』一七二、二〇一五年)。
- (44) 五味文彦「女院と女房・侍」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年、初出一九八二年)・野口華世「待賢門院領の伝領」(服藤早苗編『平安朝の女性と政治文化―宮廷・生活・ジェンダー―』明石書店、二〇一七年)は、玉祖神社領の三箇所の荘園は、実明(小野宮家)の女が待賢門院の女房を務めていた縁から、法金剛院に寄進されたと推定する。
- (45) たとえば川端新「荘園制成立史の研究」(思文閣出版、二〇〇〇年)・高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』(塙書房、二〇〇四年)・鎌倉佐保『日本中世荘園制成立史論』(塙書房、二〇〇九年)なども、この見解を批判的に継承する。
- (46) 荘園寄進の際、ダミーの名義、あるいは嘉名・仮名によって契約書を作成する場合が少なくなかったことについては、平安後期の小高荘(遠江国)の寄進の際、寄進者側が「山口得丸」という仮名を使って寄進してい

る事例（『平安遺文』二二二一）や、鎌倉初期の勝尾寺への田地寄進の際、「亡父先祖之仮名」を名義とした事例（『鎌倉遺文』九一二九）などからうかがい知ることができる。こうした所有者の名義を仮名にする現象は、橋本義彦「官務小槻家の成立とその性格」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九五九年）・河音能平「院政期における保成立の二つの形態」（『河音能平著作集 一』文理閣、二〇一〇年、初出一九六三年）などの指摘する、官務小槻家が私領を仮名を使って管理していた事例とも類似する。

以上のあり方は、直接には、たとえば戸田芳実『日本領主制成立史の研究』（東京大学出版会、一九六七年）の指摘する田地耕作請負の際の仮名の問題とも関わるうが、広くは日本人の「名前」に対するメンタリティーによる現象と推定される。この点については、とりあえず豊田国夫『名前の禁忌習俗』（講談社、一九八八年）・網野善彦編『名前と系図・花押と印章』（朝日新聞社、一九八九年）を参照。このほか、村落レベルにおける仮名の利用実態については、水上一久「中世讓状に現れた所従について」（『中世の荘園と社会』吉川弘文館、一九六九年、初出一九五五年）も参照。

(47) 保延元年（一一三五）の齋院司除目に合わせた臨時除目で、源重時が大和守に就任していることは（『中右記』保延元年四月一日条）、宗賢が任期中に辞職（あるいは死去）した可能性を示しているのかもしれない。

(48) 藤原盛重については、正木注22論文のほか、とくに周防国との関係については渡辺注36前掲論文を参照。なお、もし「六条右大臣（源顕房）の御家人にながしとかや、かの国の目代にて下りたりけるに、…よびとりていとほしくしける」（『十訓抄』第二）という説明が史実とすれば、源顕仲（顕房息）が周防守だった時期（一〇七四〜七七）の出来事となるうから、逆算して一〇六〇年代の生まれと推定される。

(49) たとえば「承安二年（一一七二）二月二十九日金銅宝塔銘」（防府天満宮所蔵）に見える「院分御時」という語句や、「安元三年正月廿八日周防守（元遠江守、院分）」（『公卿補任』寿永二年（一一八五）藤原季能項）などの記載から確認できる。これに関連して、寺内浩「院政期における家司受領と院司受領」（『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年、初

出一九九八年）は、白河院司（高階為家・藤原経忠・伴広親）や鳥羽院司（藤原憲方・藤原成頼）など、院政期の周防守に院司が任命される傾向について指摘する。

(50) 院分国に関する先行研究（吉村茂樹「領国知行制の進展」『国司制度崩壊過程に関する研究』東京大学出版会、一九五七年・時野谷滋「御分国制度と年給制度」『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文館、一九七七年、初出一九六二年）によれば、院政初期における院分国としては後三条院の因幡国（延久五年（一〇六九）を端緒として、白河院の淡路国（寛治二年（一〇八八））・周防国（寛治三年）・因幡国（寛治五年）などの事例が検出される。これら萌芽期の院分国については成立経緯を含め諸説あるが、これらの国が現在でいう中国地方に集中していることは、一定の方針に基づいて選定された可能性を物語っている。一方で、少なくとも周防国の場合、本稿で触れた個別の人間関係や、同時期に選定された淡路国・因幡国などとは京からの距離が大幅に異なる点も勘案すると、現地勢力側の積極的な意向もあって選定された可能性を推定すべきように思われる。

(51) たとえば渡辺注36前掲論文で検討する内藤氏や、渡辺滋「古代の多々良氏から中世の大内氏へ—国衙在庁の中央出仕とその後—」（投稿中）で検討する多々良氏（のちの大内氏）の事例などを参照。